

2020年（令和2年）第5回始良市教育委員会定例会

令和2年5月13日（水）

開会 9時36分

閉会 10時58分

加治木総合支所南庁舎3階会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤谷委員

2 教育委員会事務局の出席者

岩下部長 北野次長兼教育総務課長 前田次長兼学校教育課長 塚田次長兼保健体育課長  
原口社会教育課長兼図書館事務局長 別府国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
報告第4号	令和2年度学校評議員の変更に関する件	承認
報告第5号	令和2年度始良市教育委員会重点施策に関する件	承認
議案第17号	始良市教育委員会施設長寿命化計画検討委員会規程の制定に関する件	可決
議案第18号	始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第19号	始良市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令に関する件	可決
議案第20号	会計年度任用職員制度に伴う教育委員会規則の整理に関する規則に関する件	可決
議案第21号	始良市子育て手帳編纂委員会要綱の制定に関する件	可決
議案第22号	始良市子育て手帳編纂委員の委嘱に関する件	可決
議案第23号	始良市社会教育委員の委嘱に関する件	可決

議案第24号	始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件	可決
--------	------------------------	----

#### 4 議事録

- 教育部長      ただ今から、令和2年第5回始良市教育委員会定例会を開催いたしますが、会議に先立ちまして、委員のみなさまにご報告申し上げます。岩元委員につきましては、平成28年5月14日に教育委員に任命され、本日までがその任期となっておりますが、先の3月に開催されました第1回始良市議会定例会におきまして、再任の同意を頂き、先ほど辞令交付を行ったところです。岩元委員におかれましては、これまでの経験を生かして頂きまして、引き続きご活躍くださいますよう よろしくお願ひ申し上げます。  
それでは、これ以降の議事進行は、小倉教育長にお願ひいたします。
- 教育長          それでは会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますけれども、本日の会議を公開とすることにご異議ございませんでしょうか。
- 全員            はい。
- 教育長          異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することといたします。日程第1「議事録の承認・署名」についてでありますけれども、前回会議の議事録の承認・署名はお済でしょうか。
- 全員            はい
- 教育長          では、前回議事録は承認されたものと認めます。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてでございますけれども、委員の皆様からなにかご報告はございませんでしょうか。
- 委員            はい。お疲れ様です。学校が3月に臨時休業となりましたが、新学期を迎え新たなスタートをきったわけですが、4月23日からまた臨時休業となり、子ども達がどんな気持ちで過ごしているのかと思っていました。でも5月7日より再開となりました。これまでの臨時休業によります授業の時間を取り戻せたらと思っています。以上です。
- 教育長          ほかにございませんか。
- 委員            はい。先日、小学校の近くを通っていましたら、体育の授業を行っていまし

た。参加している児童がマスクを付けていました。マスクの性質が違うと思いますが、中国では死亡事故がありました。これから高温の中での授業となることを考えますと、こういったことへの配慮、対応が必要になってくると思います。以上です。

教育長

ほかにございませんか。

今、委員よりありました件も含めまして、明日の校長会で授業の進め方についても説明します。委員の皆様のお手元に5月7日付けの文書を配布してございます。臨時休業後の教育活動についてです。学校再開の理由、保健管理、登校の判断、学習指導、部活動や学校給食に関する文書です。最後に添付してございます、保護者の皆様へ学校再開についてという文書です。これは学校から保護者へ配布してあります。何故学校を再開させたのかという問い合わせは、現在のところ寄せられていないところです。しかし教育委員会としても、第2波があるかもとの情報もあります、これまでの対策、取組を徹底していきたいと考えています。今日は議題がたくさんあるようです。また、この後研修として前田遺跡を見学していただきたいと思っていますので、よろしくご審議のほどお願いします。

それでは、日程第3報告第4号「令和2年度学校評議員・学校関係者評価委員の変更に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(学校教育課長) 報告第4号「令和2年度学校評議員・学校関係者評価委員の変更に関する件」について、ご報告申し上げます。令和2年度の小学校、中学校、幼稚園のそれぞれの学校評議員・学校関係者評価委員につきましてです。まず小学校ですが、評議員が89名、うち76名が経験者で、13名が新規の方となります。また学校関係者評価委員も兼務される方が89名の全員となります。中学校につきましては、学校評議員が32名、うち経験者が32名、学校関係者評価委員は、評議員との兼務が32名、評価委員のみとしまして蒲生高校校長にお願いしてございまして、合計で33名であります。幼稚園につきましては、学校関係者評価委員のみとなりますが15名、うち経験者が9名、経験なしの方が6名となっております。以上説明を終わります。

教育長

ただいまの報告について、なにかご質疑ございますでしょうか。

委員

各学校の評議員の名簿がありますが、評議員の定数はどうなっていますか。

事務局

(学校教育課長) 評議員の定数は、各校10人以内となっております。学校の規模に応じて評議員の人数を調整してございまして。

委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。  
なければ質疑なしと認めます。  
お諮りします。報告第4号「令和2年度学校評議員・学校関係者評価委員の変更に関する件」については、事務局からの提案のとおりにご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第4号については、承認いただきました。  
次に日程第4報告第5号「令和2年度始良市教育委員会重点施策に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 報告第5号「令和2年度始良市教育委員会重点施策に関する件」についてご報告申し上げます。各課の重点施策について、課ごとにそれぞれご説明いたします。はじめに教育総務課です。教育総務課の重点施策としましては、昨年同様4点です。まず重点施策の1点目は、「教育委員会の活性化の推進」ということで、昨年から特に大きな変更点はございません。今年度も、定例会後の研修等の実施、規則等審査委員会を毎月開催し、教育委員会の活性化を目指します。次に重点施策の2点目、「適正な人事管理業務の推進」についても変更はございませんが、特に職員の健康管理について、コロナウイルスの関係で業務が通常通り機能していない状況にはありますが、このようなときですので、安全衛生委員会をはじめ、定期健診、人間ドック、メンタルヘルス研修会、年休等取得の奨励など健康管理に十分注意していきたいと考えます。次に重点施策の3点目の「適正な財務事務の推進」です。すでに、校長研修会、教頭研修会、学校事務職員の研修等を1回は実施しておりますが、学校との連携を密にし、不明な点はすぐに教育委員会へ質問等ができる体制を作り、適正な予算の編成及び執行を目指します。育英基金についても、すでに育英理事会を開催し、新たに本年度2名の方に貸与を決定しておりますが、適正な貸し付けと基金の適正管理を図ります。次に重点施策の4点目の「良好な教育環境の整備及び推進」ということで、昨年は、特に空調機の設置を実施しましたが、本年度は特に西浦小学校の庇の防水工事、帖佐小学校2号棟の屋上防水工事、蒲生中学校2号棟の屋上の防水工事を予定しております。そのほか、例年どおりの学校関係の施設の維持・補修等を随時行います。また、本年度が長寿命化計画策定業務委託の2年目ということで、成果ができあがることとなります。これを踏まえまして、本年度2回の検討会を実施し、今後の整備方針を検討します。教育総務課は以

上です。

教育長 次に学校教育課をお願いします。

事務局 (学校教育課長) 続きまして、学校教育課です。今年度も3つの重点施策を掲げ、教育の充実に努めてまいります。まず1点目の「規範意識を養い豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進」として、5つの努力目標を設定しております。まず道德教育の充実です。モラリティ・インクルーブメント推進事業による学校を中心とした取組推進と実践研究校による発表、家庭・地域との協働体制の確立に努めていきます。生活指導の充実として、生徒の寄り添うということを掲げ、生徒指導に関する研修会の実施、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめの未然防止の取組、不登校対策では、中学校では減ってきましたが、依然として多い状況が続いていますので、関係機関と連携した取組を強化していきます。また人権教育の充実、体験活動、文化活動の充実、読書活動の推進、幼児教育の充実に努めてまいります。重点施策の2点目、「能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進」です。10個の努力目標を掲げました。まず確かな学力の定着であります。学力向上アクションプラン推進事業の取組として、3つの重点と7つの徹底事項に取組めます。特に「書くこと」、「音読・読書」に取組めます。次にスーパーサイエンス総合新事業として、将来の科学界をリードする人材を育成するために、中山教育振興基金を活用して、サイエンスリーダー養成講座やサイエンスあいらんどなどに取組めます。次に理数・外国語教育の充実、特別支援教育の充実に取り組めます。次に情報教育の充実として、すでに小学校では始まっていますがプログラミング教育の充実、そして1人1台タブレット端末の早期実現などGIGAスクール構想による学びの保障に取り組んでまいります。次にキャリア教育・進路指導の充実、郷土教育の充実、国際理解教育の充実、環境教育の充実、社会貢献・奉仕の精神をはぐくむ教育の充実に取り組めます。重点施策の3点目、「児童生徒や保護者、地域社会に信頼される学校づくりの充実」です。4つの努力目標を掲げ、まず魅力ある学校づくり、地域とともにある学校づくりに取り組めます。学校経営総合計画に基づく経営改善として、今年転入してこられた校長を対象に学校経営ヒアリングを実施します。次に学校経営の充実として、管理職研修会等を実施します。校長研修会を年7回、教頭研修会を年8回、管理職合同研修会などを実施します。また教職員の資質向上、小規模校・複式教育の充実に取り組んでまいります。学校教育課は以上です。

教育長 次に社会教育課をお願いします。

事務局

(社会教育課長) 社会教育課の重点施策について説明します。重点施策は、昨年度と変更はございません。主な項目について申し上げます。まず社会教育係になります。重点施策「社会教育の基盤づくり」では、リーダー育成において、県や地区で開催される各種団体のリーダー研修で習得した成果を社会教育課事業で発揮する機会を設け、リーダーとしてのさらなるスキルアップにつなげていきたいと考えています。また、広報活動の充実では、計画や募集の案内などの事前情報だけでなく事業の結果や実績についてもお知らせする機会を増やしていきます。次に重点施策「青少年教育の充実」です。地域学校協働活動 SSVC+事業の地域学校協働活動推進員は、今年度、中学校区のコーディネーターに社会教育指導員を配置し、統括コーディネーターとして中学校ブロックごとの連携協働の促進を図りたいと考えています。次に重点施策「家庭教育成人教育の充実」では、平成 29 年度から令和元年度に国・県の指定を受けて地域で支える家庭教育推進事業を実施してきましたが、今年度から 3 年間、「みんなで支える家庭教育推進事業」国・県の指定を受けて、家庭教育の推進に取り組めます。子育て手帳の改訂では、編纂委員会を設置し改訂作業を進め、来年 3 月の完成・配布を目標に取り組めます。次に生涯学習係です。まず「芸術・文化活動の振興」では、小学校での訪問演奏会や市文化芸術祭では、市民がより芸術性の高いものにふれる機会となる鑑賞・観劇等を企画していきたいと考えています。次に「公民館事業の充実」では、生涯学習講座の実施において、校区コミュニティ協議会など地域で取り組む学習活動への支援を充実させ、市民のより身近な場所での学習機会の提供に取り組みたいと考えています。次に文化財係です。引き続き文化財の保護管理や広報活用に努めるとともに、平成 29 年度から実施している蒲生のクス樹勢保護増殖事業に取り組めます。また前田遺跡の追加発掘調査では、稀少な重要遺構であることから、関係機関と連携を図り慎重な発掘調査の実施と発掘に伴う出土品の整理作業を進めていきます。続きまして、図書館事務局の重点施策について説明します。図書館のサービス業務と読書活動の充実では、講演会や講座、読み聞かせの実施や図書館見学、体験学習の受け入れを行い、利用者の増加につながるよう取り組んでまいります。家庭・地域・学校等における読書活動の推進では、学校給食と連携したものがたりレシピをいただきます事業や健康増進課と連携したブックスタート事業など本と出会う機会づくりに取り組んでいきます。市内図書館での図書館システムや県立図書館や他市町村立図書館とのネットワークの充実を図り、図書館サービスに努めてまいります。以上です。

教育長

次に保健体育課お願いします。

事務局

(保健体育課長) 保健体育課の重点施策につきまして、ご説明いたします。

まず、スポーツ振興係から申し上げます。昨年度と大きな変更はなく、平成30年3月に策定された「始良市スポーツ推進計画」を施策の柱として、今年度も各事業の推進を図ることとしておりますが、これまでの新型コロナウイルスの情勢から、既にいくつかのイベントや研修会などで、中止や延期の措置が取られております。また、市内の体育館等、社会体験施設におきましても臨時休館期間を設けたことなどによって、市民のスポーツ・レクリエーションの機会もかなり限定されているのが現状であります。今後も、国や関係機関からの情報に基づく感染症対策を取りながら、可能な範囲で事業を進めたいと考えております。次に、学校体育保健係です。学校体育保健係では、昨年度同様に、重点施策として、「体力・運動能力の向上」と「健康教育の充実」の2点を掲げております。昨年度との変更点は、重点施策の2点目の「健康教育の充実」の具体的施策において、⑦がん教育総合支援事業への取組と⑧感染症の予防と対策の2つの施策を加えたことであります。まず、がん教育総合支援事業への取組、令和3年度から全面実施されることになっております「中学校新学習指導要領」におきまして、がん教育に取り組むことが明記されることから、蒲生中を中心に蒲生地区内の小中校において、教職員向けの研修会や講師を招いての講習会をがん教育の普及啓発を図る目的で実施するものであります。次の⑧感染症の予防と対策は、これまでもインフルエンザなどへの対応として取組んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症という大きな問題が発生したことから、新たに加えたものです。最後に、学校給食係です。学校給食係につきましては、前年度との大きな変更はありません。変更箇所は、努力目標の食に関する指導の充実のうち具体的施策の食育推進校への取組支援で、年度単位で指定をしております食育推進校を今年度は帖佐幼稚園・三船小学校・山田中学校としました。それぞれの1年間の取組み内容につきましては、2月に開催予定の「食育講演会」で事例発表をしていただくことにしております。また、努力目標の施設の充実のうち、老朽化した給食施設の改善に向けての検討につきましても、引き続き検討を重ねながら、令和3年度の当初予算には施設の新設を視野に入れた計画に基づくものを上げることを目指したいと考えております。以上で、保健体育課の説明を終わります。

教育長

次に国体推進課をお願いします。

事務局

(国体推進課長) 国体推進課です。重点施策は、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の開催で、本大会の開催を中心に広報活動、市民運動の促進に取り組んでまいります。また、宿泊衛生では、選手・監督・役員等の宿泊先の手配のほか、輸送・交通・駐車場関係では、選手や観戦客の輸送及び臨時駐

車場の設置などを行います。炬火リレーは、オリンピックの聖火リレーにあたるもので、本年8月17日（月）に実施いたします。また、行幸啓・お成りへの対応は、天皇陛下をはじめとした皇族による競技の視察が想定されることから、会場設営や警備、係員の配置等を行ってまいります。次に競技会場の整備につきましては、総合運動公園体育館の空調整備と蒲生体育館の駐車場整備については、令和元年度予算で工事を発注しており、それぞれ8月末の完成を目指し工事を進めております。総合運動公園体育館と蒲生体育館の床研磨塗装及びラインテープの引き直しは、8月から9月にかけて行うことといたしております。以上でございます。

教育長 各課からそれぞれ説明がありました。  
まず、教育総務課からです。ご質疑ございませんでしょうか。  
なければ、次に学校教育課です。ご質疑ございませんでしょうか。

委員 はい。GIGAスクール構想について、先の定例会で事業説明があり、令和5年度までの事業ということでしたが、前倒しとかはあるのでしょうか。LAN工事は予算化されましたが。オンライン授業とか言葉を耳にしますが、端末は足りるのでしょうか。

事務局 （学校教育課長） はい。令和2年度の国の補正予算で端末整備に係る予算が議決されましたので、今後6月補正、9月補正なりで予算化の検討をしております。

教育長 始良市では、約7,000台程度の整備になる見込みです。今ありましたオンライン授業ですが、学校の授業は、1学年で約840時間ありまして、学校休業による授業の遅れを取り戻すために、埼玉県では、オンライン授業の準備ができたと聞いています。

委員 学校休業が長引いたことから、夏休みの短縮とかあるのでしょうか。

事務局 （学校教育課長） 現在、検討しているところであります。

教育長 学校の授業は、予備時数を持っています。始良市は、学校休業が4月23日からでした。その間ゴールデンウィークもありまして、実際は6日間の休業となりました。ですので、約40時間弱の授業の調整が必要となります。これを予備時数で調整するのか検討しているところであります。

委員 はい。読書活動は大切なことだと思います。読書ボランティアの方の読み聞

かせ活動とか。前に西浦小と漆小に学校司書補が配置されていないので、配置の検討をお願いしましたが、今年度も配置されなかったようです。児童数が少ないという理由もあると思いますが、学校での読書を充実させるとすれば司書補の配置が望ましいと思います。同じ小規模校で、永原小や竜門小には、司書補は配置されているのですか。

事務局 (教育総務課長) 配置しております。

委員 大切なことだと思いますので、ご検討をお願いします。

教育長 ほかにご質疑はございませんでしょうか。  
では、次に社会教育課と図書館事務局です。ご質疑はございませんでしょうか。  
では、次に保健体育課です。ご質疑はございませんでしょうか。  
では、次に国体推進課です。ご質疑はございませんでしょうか。  
国体の実施については、新聞報道でもありましたが、6月に判断するようです。  
なければ質疑なしと認めます。  
お諮りします。報告第5号「令和2年度始良市教育委員会重点施策に関する件」については、事務局からの提案のとおりにご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第5号については、承認いただきました。次に日程第5議案第17号「始良市教育委員会施設長寿命化計画検討委員会規程の制定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 議案第17号「始良市教育委員会施設長寿命化計画検討委員会規程の制定に関する件」について、ご説明いたします。目的としましては、第1条にありますとおり、始良市公共施設等総合管理計画に基づき、始良市教育委員会の所有する施設の長寿命化等に向けた整備のあり方を中長期的な視点に立って検討するため、始良市教育委員会施設長寿命化計画等検討委員会を設置するとしております。この検討委員会につきましては、教育総務課におきまして、昨年度より2カ年にわたり学校施設の長寿命化計画の策定をしているところですが、この計画を策定する中で検討委員会を開催し、学校施設の現状を理解いただき、今後どのように市の事業として取り組んでいくか、予算化を行っていくかなど、整備のあり方を中長期的な視点で検討して

いた다고うと考えております。また、この規定は、学校施設だけではなく、社会体育施設、社会教育施設など、その他の教育委員会施設でも新たに計画を策定した場合でも、対応できるものとしております。構成委員としましては、第3条にありますとおり、副市長を委員長とし、教育長が副委員長、委員として教育部長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、保健体育課長、図書館事務局長、企画政策課長、財政課長、建築住宅課長、以上の方を考えております。以上で説明を終わります。

教育長           これから質疑をおこないます。質疑ありませんか。

委員           はい。この目的としては、老朽化した建物を建て替えるよりも長持ちさせようということでしょうか。

事務局           （教育総務課長）はい。耐用年数が50年の建物を70年、または80年以上と長く使用していこうとするものであります。

教育長           今あまりましたように、今ある施設を長く使用するために改修工事をする必要があります。帖佐小と錦江小が60年度程度経過しており、古くなっています。これを改修していくために検討委員会で協議していこうというものです。  
ほかにご質疑はございませんでしょうか。  
それでは、議案第17号は事務局の提案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員           はい。

教育長           異議なしと認めます。よって議案第17号「始良市教育委員会施設長寿命化計画検討委員会規程の制定に関する件」については、可決されました。続きまして日程第6議案第18号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局           （教育総務課長）議案第18号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件」について、ご説明いたします。改正理由としましては、一般職非常勤職員が、会計年度任用職員へ移行したことと、各課の事務分掌の見直しが必要となったことから、所要の整理を行うものでございます。改正点は、新旧対照表をご覧ください。下線がひいてある部分が改正箇所になります。目次以下の会計年度任用職員に係る所要の改正、学

校教育課の教育指導係の就学指導を就学支援に変更、図書館事務局の庶務係の事務分掌を 22 項目から 12 項目に見直しています。保健体育課学校体育保健係のこれまで 1 項目であった学校保健及び学校安全に関することを 2 つに分けております。以上で説明を終わります。

教育長                   これから質疑をおこないます。質疑ありませんか。

委員                    図書館事務局のこれまでの事務分掌にあった「公印の保管に関すること」や「文書の收受、発送及び保存に関すること」は、無くなったのですか。それとも別なところでやるようになったのですか。

事務局                （図書館事務局長）図書館事務局は、組織の変遷において、平成 30 年度まで、庶務係と奉仕係の 2 係が設置されておりましたが、令和元年度から庶務係の 1 係になっております。係が 2 つ以上ある場合は、公印の保管や文書の收受など、課全体に係る内容をどの係が担当するか明記する必要がありますが、係が 1 つの場合は敢えて記載する必要がないことから、書いていないということになります。また、これまでの事務分掌は、2 係の事務分掌をそのまま統合した内容になっていたことから、今回、分掌内容を整理し、他課と同様に包括的な書き方に変えてあります。内容についての変更はありません。

委員                    学校体育保健係の変更点で、学校保健と学校安全が分かれたことについて、なにか理由があるのでしょうか。

事務局                （保健体育課長）今回の変更点につきましては、先ほど説明しました重点施策にもありましたように、「学校保健」と「学校安全」は、それぞれに努力目標を設定するなど区分しており、他の計画書においても同様の取扱いであることから、それらのものとの整合性を取るために、今回変更をしようとするものであります。

教育長                ほかにご質疑ございませんでしょうか。  
質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 18 号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員                    はい。

教育長                異議なしと認めます。よって議案第 18 号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則に関する件」については、可決されました。続きまして日程第 7 議案第 19 号「始良市教育委員会事務決裁規程の一

部を改正する訓令に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 議案第 19 号「始良市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令に関する件」について、ご説明いたします。改正理由としましては、一般職非常勤職員等から会計年度任用職員へ移行したことによる、所要の整理を行うものです。教育委員会の事務決裁規定のなかの一般職非常勤職員等から会計年度任用職員へ移行に伴う、文言の変更となります。以上で説明を終わります。

教育長 これから質疑をおこないます。質疑ありませんか。  
質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 19 号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 19 号「始良市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令に関する件」については、可決されました。続きまして日程第 8 議案第 20 号「会計年度任用職員制度に伴う教育委員会規則の整理に関する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 議案第 20 号「会計年度任用職員制度に伴う教育委員会規則の整理に関する規則に関する件」について、ご説明いたします。改正理由としましては、特別職非常勤職員が会計年度任用職員へ移行したことによる所要の整理と、再任用職員の規定の整理、公民館指導員等の規則の廃止です。これまで、「学校教育指導監、幼稚園園長、社会教育指導員、スターランド A I R A 館長及び天文指導員、始良市立図書館長」については、特別職非常勤職員としておりましたが、4 月から会計年度任用職員へ移行しましたので、それによる整理です。まず、学校教育指導監についてです。会計年度任用職員の文言の追加、任命を任用に改めるなど、必要な文言の整理を行っております。続きまして、幼稚園長についての改正になります。同様に、必要な文言等の整理を行っております。ほか社会教育指導員、スターランド A I R A 館長、天文館指導員、図書館長も同様に、会計年度任用職員への移行に伴う、文言の整理となっています。次に、歴史民俗資料館長については、現在、再任用職員となっております。そのため、再任用職員としての、必要な文言の整理を行っております。続きまして、廃止案件です。始良市公民館指導員設置規則と始良市野外活動指導員設置規則の 2 本の廃止です。公民館指導員、野外活動指導員については現在設置がありませんので、今回の改正にあわせ

て、規則の廃止を行うものです。以上で説明を終わります。

教育長           これから質疑をおこないます。質疑ありませんか。

委員             はい。今回の改正で、任命から任用に変わっていますが、任命と任用の違いについて教えてください。

教育長           今回の改正の対象となった方は、図書館館長などこれまで特別職非常勤職員として、その職についていただく方に対して任命を使っていました。これまで、面接等の選考ではなく、その方の実績を鑑みてお願いしていました。この特別職の方が、今度は会計年度任用職員へ移行したことにより、面接を実施しての選考を行っています。そのため任用に変わったということです。

委員             はい。わかりました。

教育長           ほかにご質疑ございませんでしょうか。  
質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 20 号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員             はい。

教育長           異議なしと認めます。よって議案第 20 号「会計年度任用職員制度に伴う教育委員会規則の整理に関する規則に関する件」については、可決されました。続きまして日程第 9 議案第 21 号「始良市子育て手帳編纂委員会要綱の制定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局           （社会教育課長）議案第 21 号「始良市子育て手帳編纂委員会要綱の制定に関する件」について、ご説明いたします。先ほど重点施策で申し上げましたように、今年度子育て手帳の編纂刊行を実施するにあたり、学識経験者や関係する団体の代表者の方からの専門的な指導助言をいただきながら、改訂作業を進めていくために編纂委員会を設置するためのものです。第 2 条に所掌事務、第 3 条では委員を 10 人以内、第 4 条で任期は当該年度末とすることを明記しており、令和 3 年 3 月までに刊行作業を終了したいと考えています。以上で説明を終わります。

教育長           これから質疑をおこないます。質疑ありませんか。

委員             はい。この子育て手帳という事業は、国・県指定の事業の一部ですか。それ

とも市独自の事業ですか。

教育長

この事業は、市の独自事業です。始良市子育て基本条例に基づいて、以前始良市子育て手帳を作成しました。今回手帳の内容を見直すにあたり、委員会の要綱を制定するものです。現在4冊の子育て手帳となっていて、これを1冊にまとめてみてはどうか、また0歳から3歳に関する手帳がなかったので追加しようと考えています。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第21号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって議案第21号「始良市子育て手帳編纂委員会要綱の制定に関する件」については、可決されました。続きまして日程第10議案第22号「始良市子育て手帳編纂委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(社会教育課長) 議案第22号「始良市子育て手帳編纂委員の委嘱に関する件」について、ご説明いたします。先程、議案第21条で承認していただきました「始良市子育て手帳編纂委員会要綱」に基づき、9名の方を編纂委員としてお願いしたいと考えています。今回は、現在の手帳には書かれていない乳児期と高校期、あと現代的課題への対応について盛り込んだ内容にし、また、使いやすさへの工夫や生まれてから高校生までの長い子育て期間に使える手帳に改訂したいと考えております。そのことから、9名の方のそれぞれの立場での知見をいただき、改訂作業を進めてまいりたいと考えております。委員として、現在鹿児島国際大学福祉社会学部児童学科准教授であり、現在の子育て手帳の編纂刊行に学校教育課長として携われ方や、保健師資格をお持ちであり、この3月まで保健福祉部次長兼子ども政策課課長であられた方、私立幼稚園園長の立場で助言をいただきたい方を考えております。また、小中学校の校長先生の中から蒲生小学校校長、柁城小学校校長、蒲生中学校校長をお願いしたいと考えており、あと社会教育課の事業の地域学校協働活動で、家庭教育サポーターとして活躍していただいている方、今後の子育て手帳の活用・振興を学校教育課と連携しながら進めていきたいことから、学校教育課の前田次長と特別支援教育の専門的立場で福元指導主事をお願いしたいと考えております。以上で説明を終わります。

教育長

これから質疑をおこないます。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 22 号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 22 号「始良市子育て手帳編纂委員の委嘱に関する件」については、可決されました。続きまして日程第 11 議案第 23 号「始良市教育委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 議案第 23 号「始良市教育委員の委嘱に関する件」について、ご説明いたします。これまでの委員の任期が令和 2 年 3 月 31 日で満了したことから、今年度から 2 年間、令和 4 年 3 月 31 日までを任期として 15 名の方に委嘱したいと考えています。学校教育及び社会教育の関係者として 11 名の方は、関係団体から推薦いただいた方になりますが、小学校長代表、PTA 連絡協議会代表、女性団体連絡会代表、文化協会代表、スクール・ソーシャル・ワーカー代表で、うち 5 名は、新規の方になります。また、それ以外の関係団体の方と学識経験者の 4 名の方を合わせて 10 名の方には、前回から引き続き委員としてお願いしたいと考えています。以上で説明を終わります。

教育長 これから質疑をおこないます。質疑ありませんか。  
質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 23 号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 23 号「始良市教育委員の委嘱に関する件」については、可決されました。続きまして日程第 12 議案第 24 号「始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 議案第 24 号「始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件」について、ご説明いたします。地域学校協働活動推進員設置規程の目的に沿って、社会教育課で実施する SSVC+事業への協力、地域住民等と学校との間の情報共有、地域学校協働活動を行う地域住民に対する助言や援助などに取り組んでいただきます。小学校区の推進員は、小学校長と校区コミュニティ協議会長の連名で推薦された方であり、中学校区の統括コーディネ

ーターは今年度からは社会教育指導員を配置し、また、家庭教育サポーターは中学校長から推薦された方をお願いしたいと考えております。以上で説明を終わります。

教育長 これから質疑をおこないます。質疑ありませんか。  
地域学校協働活動推進員について、説明してください。

事務局 (社会教育課長) 国は地域学校協働活動として進めていますが、始良市では、1年早く SSVC+事業としてスタートしました。その事業において、推進員は学校からの要望を地域につなぐことや子どもたちの活動を地域で発表する場をコーディネートする役割を持つ方になります。これまで小学校区のコーディネーターの中からお一人が中学校のコーディネーターを兼ねていました。その場合、その方の担当小学校区と中学校とのつながりはスムーズにいくのですが、その他の小学校と中学校との連携がなかなか上手くいかない現状がありましたので、今年度は、中学校区のコーディネーターとして社会教育課の社会教育指導員を配置し、中学校ブロックごとの統括コーディネーターとして、これまでの経験や知識を活かし、事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

教育長 何かご質疑ございませんでしょうか。  
質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 24 号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 24 号「始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件」については、可決されました。報告と議案は以上であります。次に日程第 13 事務連絡であります。委員の皆様からなにかございませんでしょうか。  
事務局から何かありますか。  
最後になれば行事予定の確認を行います。教育総務課から順番にお願いします。

事務局 (教育総務課より順次説明)

教育長 以上、各課からの説明が終わりましたが、委員の皆様方からご質問はございますか。  
なければすべての議事を終わります。この後、現在発掘調査が行われていま

す前田遺跡を見ていただきたいと思います。

全員 はい。

教育長 それでは、本日の議事をすべて終了します。お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等は、当局に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任いただきました。以上で、令和2年第5回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員 ありがとうございます。